

## 平成24年第3回那須烏山市議会5月臨時会（第1日）

平成24年5月9日（水）

開会 午前10時01分

閉会 午後 0時32分

## ◎出席議員（16名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教

## ◎欠席議員（1名）

18番 樋山隆四郎

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
教育次長	岡清隆
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	平山隆
福祉事務所長	平山正夫
健康福祉課長	網野榮
こども課長	鈴木重男
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	高橋博

環境課長	小 川 祥 一
都市建設課長	福 田 光 宏
上下水道課長	樋 山 洋 平
学校教育課長	大 野 治 樹
生涯学習課長	川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長	堀 江 久 雄
書 記	大 鐘 智 夫
書 記	藤 野 雅 広

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第1号 専決処分の報告について（賠償責任の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について）（市長提出）
- 日程 第 5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）（市長提出）
- 日程 第 6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について）（市長提出）
- 日程 第 7 議案第4号 七合小学校体育館改築工事請負契約の締結について（市長提出）
- 日程 第 8 発議第1号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について（議長提出）

○追加議事日程（第1号）

- 追加日程 第 1 報告第2号 特別委員会委員長の報告について（議長提出）
- 追加日程 第 2 閉会中の継続調査の申し出について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時01分]

○議長（中山五男） 皆さんおはようございます。ただいま出席している議員は16名であります。18番樋山隆四郎議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成24年第3回那須烏山市議会5月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。議事に入る前に報告をいたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、ご了解を願います。

次に、本日の臨時会にあたりましては、けさほど議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願いを申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

17番 平塚英教議員

1番 田島信二議員を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（中山五男） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、本臨時議会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（中山五男） 日程第3 報告第1号の専決処分の報告についてを議題といたします。市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第1号 専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定をされております市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

専決処分の内容は、平成24年1月18日午前8時18分ごろ、那須烏山市三箇2049番地付近の県道熊田喜連川線上において、同県道を直進していた市立つくし幼稚園通園バスが右折しようとした際、当該通園バスの後方から追い越してきた相手方車両の左側側面に接触し、損害を与えたものであります。

当該事故における過失割合は、市が10%、相手方が90%であり、市は相手方に対し、相手方車両の左側側面部分の損害額4万7,603円に過失割合の10%を乗じた4万7,760円の損害賠償金を支払うことで和解が成立をしております。

なお、市が支払うべき損害賠償額4万7,760円は、市の通園バスの損害額13万8,600円に、相手方の過失割合90%を乗じた12万4,740円と相殺をし、相手方が市に対して差額分の7万6,980円を支払う和解内容でございます。賠償負担の予算措置はございません。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そうしますと、最終的に相手方のほうで7万6,980円を払っていただけるわけですけれども、市の通園バスの損害が13万8,600円でございますので、その差額は市が負担するという考え方になるんでしょうかね。その辺の説明をお願いします。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 先ほど市長から説明があったとおり、本来、市が払うべき金額は4万7,603円の10%が市有バスの過失割合でございます。したがって、市が払うべき金額は4万7,760円。相手方は過失割合が90%ありますので、市の被害を受けた損害額13万8,600円に9割を掛けました金額が12万4,740円でございます。その差額が7万6,980円ということになりますので、相手方から市に入ってくる金額が7万6,900円、逆に入ってくる。過失割合によって相殺しておりますので、実質的な市の負担は

ないということでございます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 算数が苦手なものでよくわからないんですが、当園の通園バスが13万8,600円ですよね。その12万4,740円は相殺して、結局うちのほうの損害賠償のほうと相手方の7万何がしで12万4,740円は相殺されますが、残りの部分については市が負担するという考え方でよろしいんですか。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） そのとおりでございます。なお、市バスにかかる修理代につきましては自賠償保険のほうで全額負担になりますので、実質負担はないということでございます。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） この場所の特定なんですけど、三箇の2049番地付近というのはちょっと私、どこかなというふうに思うんですが、れっきとした信号のある交差点ではなくて、路地か何かへ入る、右折するところのような感じなんですけど、これはもう少しどういう状況でぶつかっちゃったのか、ちょっと説明していただければなというふうに思います。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 場所につきましては信号のない二またのところでございます。停車したところから、ウインカーをつけて右折しようとしたんですけども、相手の後方車が裏から追い越しをかけてきたために、後方確認を怠ったということで10%、過失度合いが求められている。場所につきましては、地図があるんですけども、個人的名前を挙げていかどうかちょっとわからないんですけども、大嶋寛信さんという方のお宅のY字路というんですかね、交差点で事故が起きております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） そういうことでこっちも走っているから10%、最低。これは当然どんなケースでもそうなんですけど、場所もちょっと大嶋さんのうち、どの辺かわかりませんが、内容は大体わかりました。結構です。

以上です。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 何点かお伺いしたいんですが、毎回、事故のお話が出てくるようなんですけども、今回、相手が過失が多かったということにつきまして、まず1点、これは代車を借りているのかどうか。そういうことが問題があると思うんですね。やはり送迎ですから、そういうふうになっているのか。それとも休車補償をいただいているのか。2点ですね。

それと事故に遭ったとき、年式によっても違うんですが、事故がありますと下取りの差額が随分落ちますよね。そのときの計算、またはそれについての補償はしてもらったのかどうか。当然のことながら、事故をやれば下取りが下がりますから、その差額分の計算はしているのかどうか。そこら辺のところ3点をお伺いいたします。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） お答え申し上げます。3点ほどご質問がありました。今回、まず代車を借りているのかという話なんですけれども、詳細につきましては借りたかどうかにつきましては把握しておりません。ただ、今回、代車料とか、いわゆる破損によって価値が下がるとか、そういうのはあくまで全国自動車協会のほうから査定が入りますので、その結果に基づいて相手方と示談したと。多分私が考えるのには、修理代しか計上されておきませんので、それらについては含まれていないものと考えております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） 先ほどの滝田議員の代車の件についてご説明を申し上げます。

今回、借りておりません。車の運転手側の前輪、そこをちょっとすったという感じでしたね。ですから、通常運転には支障ないということで、車両を管理しています車屋さんにも確認しまして、問題がございませんでしたので、春休みにちょうど園が休園になりますので、その関係で修繕をした経緯でございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 職種が違うので皆さんがちょっと、今総務課長についてはきつい質問かと思うんですが、やはり保険会社で示談をしましょうと、修理代は幾らですよ。それで上がってきたということは、そういう明細についてもきちっと上がってくるものかなとそのように思うんですね。

例えば運転して事故があれば当然休車補償も出るし、場合によると事故の差額、下取りに出せば当然その差額が出てくるわけですよ。それは個人だったら、しょうがないですねと言いますかというと言わないと思うんですね。役所の車だから、会社の車だから、これはしょうがないですね。こういう話になってくると思うんですけれども、個人で例えば下取りにそれが30万円下がりますよとなった場合、しょうがないやと。そう言うかという、きっと私は言わないと思うんですね。

そういうのはきちっと1回は調べておくべきかなと。また、そういうのが出てきたときに疑問を感じてもらおうようじゃないと、職員に対しても事故を起こすなど、こういう問題があるん

ですよという裏づけをきちっと話ができないのかなと思うんですね。その辺のところの考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 先ほど説明したとおり、事故につきましては相手方の保険会社が東京海上日動、こちら側は総合事務組合のほうの保険に入っております。修理代とかそういう補償費の算出につきましては、市は入っておりません。したがって、市側の保険会社と相手方が加入しております東京海上日動の担当者の間によって、修理代というか損害額が確定されますので、なかなか市が損害額に対して口を挟むというのは現実的に難しいのかなと。異論があれば、多分それは訴訟とかそういう形で進展しないと、新たなそういう滅失した部分、そういうのはなかなか確保できない。そのように考えております。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） ちょっと総務課長、答弁漏れみたいなんですけど、私がもう一つ言いたいのは、先ほど聞いたのは、そういう明細は出てくるでしょうという話をしているわけですね。その明細が出てくるのか出てこないのか。明細が出なければやはり明細はどうなっていますと聞かなくてはおかしいのではないかと、こういう話をしているわけですから、そこら辺のところだけ1点お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 相手方から提出されてくる書類につきましては、事故発生報告書と示談書でございますので、詳しい内容、どういうところに幾らかかったかとか、そういう詳細につきましては把握しておりません。

以上です。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおりでありますので、ご了解をお願いいたします。

---

◎日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について）

○議長（中山五男） 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。



市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。内容は平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）を3月26日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告をし、承認を求めるものであります。

補正予算額は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ4億7,671万2,000円を増額し、補正後の予算総額を152億3,440万7,000円とするものであります。今回は、地方交付税のうち通常の特別交付税及び震災復興特別交付税の額の確定による増額及びこれに伴う市債借入額の減額であります。

主な内容をご説明を申し上げます。まず、歳出でございます。総務費は、今後の財政運営の安定を図るために、財政調整基金へ3億8,941万1,000円を積み立てを行いました。これによりまして、基金残高は22億977万4,000円といたしました。また、人件費につきましては、退職職員による退職手当組合負担金を計上いたしております。

衛生費は、市債の減額及び県補助金の増額に伴う財源振替でございます。

土木費は、市債の減額に伴う財源振替であります。

教育費であります。旧東小学校の財産売却収入を学校施設整備基金に全額積み立てをしたものでございます。また、烏山小中学校の校舎等整備、七合小学校体育館整備における市債を精査をし、また、B&G海洋センター改修事業の市債の確定に伴い、財源を振り替えたものであります。

災害復旧費は、市債の減額に伴う財源振替でございます。

次に、歳入につきまして申し上げます。地方消費税交付金及び地方交付税の交付額決定に伴いまして、地方消費税交付金を5,711万8,000円増額をし、また、地方交付税は特別交付税、これは通常分2億4,607万1,000円、さらに震災復興分2億6,733万7,000円を増額をいたしました。

国庫補助金は、学校給食センター整備にかかる補助金の確定に伴う増額であります。

県補助金は震災復興予算といたしまして、新規に災害廃棄物処理促進費補助金が交付決定をされたことによる増額であります。

財産収入は、旧東小学校の敷地、建物の売却代金等でございます。

市債は、特別交付税の増額に伴い借入額を減額をいたしました。寄附金はふるさと応援寄附

金といたしまして、永井フミエ様より多大なるご芳志をちょうだいをいたしましたので、ここに深く敬意を表し、ご報告を申し上げる次第でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重審議をいただきましてご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 先ほどの市長の提案理由の説明で大体はわかったんですけども、一部ちょっとメモを取り損なっちゃったのが、財政調整基金を今回3億8,941万1,000円積み立てをしまして、総額で幾らになるのか。もう一度財政調整基金がこれを積み立てることによって幾らになるのか、ご説明をいただければと思います。

なお、4に地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書というのが載っておりますが、平成23年度中に起債を起こそうと思ったのが27億7,782万4,000円なのかな。

しかし、このたびの特別交付税の算入によって2億円分を相殺するというか補てん、そっちのほうに回すので、残高もその2億円分が減ったように、一番右のほうの平成23年度の数字になるというふうな理解でよろしいのかどうか。その点、確認しておきたいと思います。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） まず、第1点目の財政調整基金の残高でございます。22億977万4,000円ということで年度末残高となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、起債の現在高の見込額につきましては、平塚議員ご指摘のとおりでございます。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） 3ページの災害復旧費につきましては、前の議会のときに繰越分は秋施工分だと考えておりますけれども、これで15号台風、6号台風、これで全部で終わりだというふうに思いますけれども、特に農地債の区分としまして、田んぼの部分だけ件数がわかれば、秋施工分ですね、今、数字がわかればお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） ただいまのご質問にお答えします。

まず、地震災害では、3月の補正等で件数68件でしたかね、ご報告申し上げます。

その中で、箇所が34件で、完了しているのが26件ほどございます。工事中が8カ所ということで、差し引き8カ所が工事中でございます。

あと台風15号に関しましては、箇所が88カ所ありまして、完了しているのが60カ所、現在工事中が28カ所で、さらにこの秋に発注する。田植えの時期が間に合わないので秋まで待ってくださいということで、仮ぐろで田んぼをやってもらっているような箇所が31カ所ございまして、秋に再度発注する予定でございます。そういう進捗状況でございます。

以上です。

○議長（中山五男） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）

○議長（中山五男） 日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました専決処分の承認を求めることについて、那須烏山市税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告をし、承認を求めるものであります。

今回の専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が、平成23年12月14日付で公布されたことに伴い、また、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成24年3月31日に公布をされまして、平成24年4月1日付で施行されるのに伴いまして、市税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

主な内容は、市民税関連では、東日本大震災の被災者に係る住宅借入金特別控除の特例を実施すること等でございます。また、固定資産税関連では、平成24年度に宅地等の固定資産の評価替えを行ったところでございますが、平成27年度までの3年間、土地の課税標準額の負担調整の特例を継続をして実施をすること等でございます。

なお、詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 命によりまして、議案第2号について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、固定資産税に係る評価替えを平成24年度に行ったことに伴いまして、3年後の平成27年度に再度評価替えがありますが、その間の負担調整を実施するということ。また、東日本大震災に関係しまして特例関係を設けることということの大きな改正内容でございます。

改正内容につきまして、市税条例の一部を改正する条例の条文の順序を追ってご説明申し上げますので、議案書の1ページをごらんください。

第54条第7項の改正は、地方税法施行規則の一部改正に伴いまして、該当条文が繰り上がったための改正でございます。

次に、附則の改正です。第11条見出しの改正は、固定資産税についての評価替えを3年ごとに行っておりますが、土地の負担調整措置を引き続き実施するために、平成21年度から平成23年度までとなっていた規定を平成24年度から平成26年度までとスライドして改正す

るものでございます。

また、第6号の改正は、地方税法の附則の項ずれに伴いまして、項番号の繰り上げの改正でございます。

第11条の2の改正は、固定資産税に係る平成22年度または平成23年度における土地の課税標準額の据え置き特例の現行制度を、基準年度、平成24年度評価替えの翌年、第2年度であります平成25年度及び翌々年第3年度であります平成26年度も引き続き実施するため、年度を置き換える改正でございます。

2ページ、中ほどになります。第12条の改正は、住宅用地の負担調整措置における措置特例を廃止するため、現行の第2項から住宅用地に係る部分を削り、3ページになりますが、現行の第4項を削除し、それ以外の宅地等については現行の負担調整制度を継続するため、平成21年度から平成23年度までとなっていた規定を、平成24年度から平成26年度までとスライドして改正するものでございます。

また、第4項削除による項ずれを解消するために、現行の第5項を第4項に、第6項を第5項に改正するものでございます。

次に、4ページになりますが、第12条の2の規定の追加は、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、地方税法附則第18条の3に規定される住宅用地の負担調整措置における特例措置を適用しないこととするものであり、住宅用地以外の負担調整措置自体は従前のおり継続するというものでございます。

第13条の改正は、農地に係る負担調整措置を継続するため、平成21年度から平成23年度までとなっていた規定を、平成24年度から平成26年度までとスライドして改正するものでございます。

第15条の改正は、附則第12条第4項削除に伴う項ずれの解消及び特別土地保有税の課税の特例について、地方税法附則第31条の3の改正に伴う規定の整備をするものでございまして、現行制度を平成27年3月31日まで継続するために改正するものでございます。

5ページをごらんください。第21条の2の規定は、特例民法法人に対して課税がなされない固定資産についての届け出の規定を加えるものであります。内容は、平成20年12月に創設されました新たな公益法人制度に伴いまして、旧民法第34条の規定により創設された社団法人または財団法人については、平成25年12月1日までの期間中に公益社団法人もしくは公益財団法人または一般社団法人もしくは一般財団法人への移行登記を行い、それぞれ認定または認可を受けることができることとなっておりますが、移行登記を行っていないものについては、移行期間中は特例民法法人、特定移行社団法人等として扱われ、書類提出がなされますと市長は固定資産税を課さないこととされております。

具体的には、平成20年12月1日以前から設置されております幼稚園や図書館、博物館などの特定移行社団法人等が直接使う固定資産等について提出すべき書類についての規定をしたものでございます。

次に、東日本大震災に係ります特例の追加規定関係でございます。5ページの下になります。第22条の2の規定は、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を設けるものでございます。第1項は東日本大震災により、住むために使ってきた家屋が滅失いたしました納税義務者が、家屋の敷地として使っていた土地または土地の上に存する権利を震災特例法第11条の4第6項、すなわち被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴いまして、代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例に規定されております譲渡をした場合の特例を規定するものでございます。

東日本大震災によりまして居住用家屋が滅失した被災該当者には、居住用財産の買い換えの特例について、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以降現行3年とあるのを、7年を経過する日の属する年の12月31日まで、すなわち平成30年12月31日までの間に延長されまして、これを長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡に係る個人の市民税の課税の特例、または短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例を適用する旨の規定でございます。

6ページの中段下になります。第2項は、この規定の適用を受けようとする年度分の市民税申告書に原則として適用を受けようとする旨の記載があるときに限って、特例を適用する旨の規定でございます。

第23条の規定は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除についての特例を定めたものでございまして、見出しの改正は、地方税法第45条の規定に合わせたものでございます。また、第1項の改正部分は、震災特例法の言い換え及び地方税法附則第45条の項ずれに伴う改正でございます。

7ページになりますが、第2項の追加規定は、東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失等により住む建物として使えなくなった居住者が、住宅の再取得または増改築をした場合に、滅失等をした住宅に係る住宅借入金等の特別税額控除と再取得または増改築した住宅にかかる住宅借入金の特別税額控除を重複して適用できるという読み替え規定を設けたものでございます。

最後に、改正附則ですが、第1条でこの改正条例は平成24年4月1日から施行することとしております。第2条では、附則第23条の規定に係る市民税についての経過措置を定めております。第3条では、固定資産税に係る経過措置及び読み替え規定について規定をしてござい

ます。

なお、参考①から⑤までつけてありますが、東日本大震災関連の読み替え規定が示されておりますので、参考資料としてごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今回の市税条例の一部改正については、東日本大震災に伴う被災者の特例関係だと思えますけれども、今までのあったものを延長する規定の変更と、あと新たに、今回から盛り込まれた内容について端的に説明していただきたいんですが、あわせて那須烏山市の関係住宅というか、関係の戸数というのはどのぐらい該当するものがあるというふうに見込んでおられるのか。その辺の中身について説明をいただければと思います。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） お答え申し上げます。今回、新たに追加されたというものは、特にはございません。東日本大震災関係のものは今まであったものを引き続き実施されるということでございます。

2番目の質問ですが、那須烏山市では4月現在の全壊戸数が66戸、大規模半壊が17戸と聞いておりますので、その中でこの税のほうの申告があれば、該当される方も出てくるかと思いますが、現在のところ、実際どれだけ出てくるかはつかんでおりません。

以上です。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そうしますと、今までやっていた特例のものを平成23年度までのものを平成24年度から平成26年度までに延期するというものが多いというふうに思います。なおかつ、該当されるのは、全壊が66戸、大半壊が17戸が該当するのであるというふうに思うんですけれども、この固定資産税ですね、なかなか難しいですよ。1月1日現在に住宅があって、そして、3月11日に被害を受けたわけですよ。したがって、平成23年については、当然その課税がされる。

しかし、実際には全壊とか大半壊の場合には、住めなくなっちゃうような住宅が出てくるわけですよ。そういうところには、住めなくても平成23年度はかかるし、例えば平成24年度についても平成24年1月1日に業者の都合とかうちの都合で、住めないのに壊せないで住宅が残っていたとすれば、前年並みに課税されるのではないかなというふうに思うんですけれども、そういうようなものについては、減免とかそういうような猶予とか、そういう対応がさ

れるのかどうか。その辺だけちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） ご承知のとおり、固定資産税は1月1日現在の固定資産について課税されます。したがって、課税自体は滅失とか届け出が3月以降出ていまして、課税はとりあえずされます。しかしながら、税の雑損控除とかそういったもので控除のできるものがございしますので、そちらを適用していただいて申告していただきまして、控除が減って実際には課税がなくなったりするというようなところで確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 減免とか猶予とかそういうものは日本は申告制ですから、何ぼひどい被害があっても申告されなければ適用されないわけですよ。したがって、その仕組みを全壊の人は66戸で大半壊が17戸だというふうにお聞きしましたが、その被害を受けた該当のお宅に親切にそういう制度自体をご説明いただいて、なるべくトラブルとかそういう原因にならないように親切に教えてあげて、申請を速やかに手続きされるように進めていただきたいと思いますが、これ3回目でこれ以上質問できませんので、親切な対応をお願いしたいと思うんですが、ご答弁をお願いします。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 確かに震災に遭われまして大規模、それから全壊ばかりではありませんけれども、いろいろな免税できるものとかもございしますので、そういった点につきましては、総務課のほうの災害関係のほうでもPRもされているかと思いますが、さらに税務課としても今後ともPRを続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 私、申しわけないんですが、きょう、これを急に出されて今一生懸命読んでいます。議員にわからないほうが都合がいいのかなとは思いますが、1点、私が今聞いていた中で、ちょっとこれは家があったと。家が壊れた。そうすると、その土地を売ったというようなことを書いてあるんでしょうかね。また、その上にある権利を仮に売ったというときに、いくらか税金をまけるよという、収入に対して税金をまけるよということのようなふうにとらえてみたんですがね。

例えばその土地については当然取得価格というのがありますね。じゃあ、こういうふうにしましょう。300万円で取得した。それは古い時代ですよ。たまたま1,300万円で売れた。そうすると、1,000万円が利益という話を、本当はいろいろな費用がかかっているか



らあれで違いますけど、1,000万円が利益だったというようなときには、今までだったらいくらかかっていたんですけど、今度はいくらになるのというのが私にはわかりやすいものですから、そんなたとえ話で説明をしてもらおうと非常にありがたいなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） たとえ話が非常に難しいんですけども、と言いますのは、その世帯の収入とか、それからその家屋をいつ取得していつまで持っていたとか、そういった保持していた期間というか、そういったいろいろな条件がありまして、個々の条件を見ませんと長期譲渡取得とか短期譲渡取得とか、そういった税の内容に当てはめられるかどうかということを検討しなければいけませんのでちょっと難しいんですけども。

今回の改正で出ておりますのは、長期譲渡取得住宅の今まで5年以上持っていた場合には、それを一たん譲渡して、また再取得した場合には特例がありますよという税金のほうの控除とか特例があるわけなんですけれども、それらを今回震災によりまして5年というものをさらに引き続き延長しますよというような期間が設けてございます。従来の優遇措置を引き続き継続して実施できる期間が伸びたというようなことでございますので、その程度でちょっと何百万円がこうなるというのはちょっと申しわけないんですが、申し上げられませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中山五男） 3番 渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） 税金はいろいろ難しいんだというお話をいただきました。ただ、これ、確かに難しいんですけども、市民の皆様はよけいわからないということになるのかなということで、少なくともわかりやすいような絵を入れたり、冊子みたいなのをやったり、だれでも見てわかるような、こういうところは控除されるんだとか、こういうところは買ったときに印紙を払っていけばそれも控除されますよとかと、そういうのも含めた、何かこれ、100件以内ぐらいだったらパソコンで簡単につくって、皆様のところへ何なら私、かわりに持って行ってあげてもいいですけども、1件、1件回って歩くというような。

広報といって、100件なら10人で行けば10件ですから、行って確実にこういうのがありますよ。利用してくださいね。中身はこうですよというような形まで、本当に被害に遭われて大変なわけですから、そういうようなところまでやっていただければなと思いますけれども、いかがでございませうか。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 冊子まではいかないかもしれませんが、できるだけわかりやすい内容で、内容につきましてはそんなにページは割かなくてもいいかと思いますが、こういう制

度ができたということでのPRはさせていただきたいと思っております。

なお、どのような形であるかについては、内部で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 税金を払わない人には何回も行くんですよね。行くわけですから、税金払ってくれている上にうちが壊れちゃったという人のところへ1回行って、いなければ2回ぐらいで済むわけですからね。そういうところに親切にすることが税収のアップにもつながると私はこういうふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 13番 小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） 先ほどの平塚議員と税務課長の話のやりとりをじっと聞いていて、ちょっと疑問があったものですから、関連して申しわけないんですが、私は私なりに質問させていただきたいと思っております。

と言いますのは、固定資産関係の話なんですけど、やはり震災によって全壊した戸数が66戸とか半壊が何戸とあって、もう既に行政側は把握して認定をしているわけですよね。お宅は全壊で住めないですよ。既に壊した人、壊せない人、それはいろいろあるでしょう。しかし、申告制だからといって、その本人が言わなければ課税するよというのは、ちょっとこれは問題ではないかなと私は思います。

と言いますのは、それをやってやるのが行政であると思うんですが、いかがでしょうか。申請しなくても建築士まで入れて認定をしたわけですから、あの時点で、当然税務課の台帳からはそれは上物は聞いていて当たり前だと私は思います。税務課長はいかがでしょうか。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 今回の大震災によりまして、全壊あるいは大規模半壊になりました建物等につきましては、平成24年度の評価替えのときにある程度把握しておりまして、これにつきましては滅失等になっている場合には既に台帳から落しておりますので、今回、平成24年度の評価替えで固定資産税が各家庭に納付書が行っておりまして、それに伴いまして実際にあったのにないか、そういった苦情は今回ありませんでしたので、そういった大規模半壊あるいは全壊になったものにつきましては、既に課税上は決着がついているものと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 13番 小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） 先ほどのやりとりとちょっと変わっている部分があるように聞き取

れたんですが、実は半壊の場合だと、業者に頼んでもなかなか来てもらえなくて、まだうちを壊したくても壊せないもので上物が仮に残っていた場合、これはやはりさっきのお話だと申告制だから本人が申告しなければ課税対象になるよというふうに私は聞きましたので質問したわけでありまして、そうでなければ結構でございます。ありがとうございます。

○議長（中山五男） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について）

○議長（中山五男） 日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第3号 那須烏山市国民健康保険税条

例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告をし承認を求めるものであります。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年12月14日付で公布をされ、平成24年4月1日から施行されることに伴いまして、市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

主な内容は、国民健康保険の被保険者等が、東日本大震災の被災居住地用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について規定を整備したものでございます。

詳細につきましては、市民課長より説明をさせますので、慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） 議案第3号について補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。先ほどの税務課長の説明と重複する部分がありますのでよろしく願い申し上げます。

附則第16条の追加であります。この規定は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を設けるものであります。東日本大震災により、住むために使っていた家屋が滅失、大規模損壊を含みます、した納税義務者が家屋の敷地として使っていた土地または土地の上に存する権利を譲渡した場合の特例を規定するものです。

なお、居住用財産を譲渡した場合、軽減税率6,000万円以下の部分について10%の特例等について、大震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を現行3年ありますが、それを7年に延長するという内容でございます。

国民健康保険はご承知のとおり、所得割、資産割、均等割、平等割の4本の税率で課税となりますが、その所得割の部分に関する特例措置でございますので、よろしくご審議申し上げ、詳細説明を終わりといたします。よろしくお願ひします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 確認したいんですが、一般の税制、先ほどの税務課長の、これは実体課税ですから、あればかかる。なくなればかからない。ですから、後で修正、減額がありますね。健康保険税、これは例えば資産割がありますよね。それが減って修正になったとき、後で修正はあるんですか、ないんですか。ちょっと確認したいんです。

○議長（中山五男） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） 資産割の部分につきましては税率が決まっておりますので、その税額に対して何%というような形で、その年の固定資産税額から何%という形で課税になると思います。（「だから、減るばあいもふえる場合もあるでしょう」の声あり）年度途中で税額が変わったということですか。それは当然減額になると思います。当然資産税額が変われば、国民健康保険税も変わります。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） ということは、減るばかりじゃないんですよね。だから、ふえることもあり得るということのようですけれども、まあ、それは資産割は微々たるものですから、でも40%だったっけ、資産割、のうちのほんのわずかですからいいんですけれども、ちょっとその辺、実態に即しているのか即していないのか、私も疑問はありますけれども、一応課長の答弁を信じて質問は終わります。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時22分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開をいたします。

---

◎日程第7 議案第4号 七合小学校体育館改築工事請負契約の締結について

○議長（中山五男） 日程第7 議案第4号 七合小学校体育館改築工事請負契約の締結についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第4号 七合小学校体育館改築工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、七合小学校体育館の改築工事について、入札の結果、平野・山田・渡邊特定建設工事共同企業体との間に工事請負仮契約書を締結いたしましたので、那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案をするものでございます。

七合小学校体育館は、昭和48年に建設されました鉄骨造平屋建ての建築物で、耐震補強も実施をされていないことから、今回建て替えることといたしましたものであります。工事は建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3つに分離発注をいたしております。

このうち建築工事は平野・山田・渡邊特定建設工事共同企業体との間に2億7,352万5,000円で工事請負仮契約書を締結をしたことから、今回、提案するものであります。そのほかの電気設備工事及び機械設備工事は、予定価格が那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に該当しておりませんので、提案はされておられません。

何とぞ慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 七合小学校体育館改築工事ですか。これはプールの上に新たに建設をされるということになると思います。プールはコンクリート製でございます。当然一般的には

ジャイアントブレイカーという大きい機械でコンクリートをたたくと。そうすると、振動、騒音、こういうものが学校のほうに、すぐ近くですから子供たちの勉強に影響を及ぼすということだと私は思うんですね。

これは平成23年度の予算が急についてできるようになったということになっておりますので、プールの解体などを早く、春休み期間中に手をつけちゃうというような別途工事です、別途発注ということもこの仮設の問題とかそういうのはあると思うんですね。ただ、仮設は仮設でまた別途発注するとか、仮設布設と撤去、それとこのプールの解体というような形でやれば、子供たちの勉強に支障がなかったのではないかと。こういうふうに思うわけですね。

その辺のところ、当然検討をしたのではないかなというふうには思います。その辺ですね、今後発注がおくれたとは言いませんけれども、今一括の発注になってこれからやると。その辺のところ、子供たちが勉強しやすいような形で工事を行うというのはもちろんのことなんですが、その前にそういうことを考えたのか。考えたのであれば、なぜこの解体と一緒にして勉強をやっている間に、これ、特定建設機械というのは労働基準監督署に届け出る必要がある仕事なんですね。騒音とか振動が出るよというようなことでなっております。

学校でそういうことをしなければならなかった理由、またはそういうふうの手配したんだけど、どうしようもならなかったんだということだとは思いますが、その辺のところをちょっとお聞かせをいただければなというふうに思います。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） それでは、渋井議員のご質問にお答えしたいと思います。

当初七合小学校の体育館の建設につきましては、平成24年度の着工を予定してございました。先ほどご指摘がありましたように、第3次補正で前倒しの予算がついたものですから、急遽平成23年度事業ということで有利な起債が借りられるということで実施したものでございます。

そのため、ご指摘のように、できれば春休みの期間中に騒音とか振動が出る工事等につきましては実施したいと考えておりましたが、平成23年度中に設計を完了して平成24年度発注という予定で進めたものですから、設計書のでき上がりが3月10日にできてきたものでございます。

それで、設計書の中身の審査等を実施をいたしまして発注に至るわけでございますが、その審査等の期間がどうしてもかかって発注までの期間を要したということから、春休み期間中に先行して解体工事等をできなかったというような現状でございます。

今後、そういった学校での工事等につきましては、春休み、それから夏休み等の期間を十分利用しながら施工を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと

思います。

○議長（中山五男） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） さまざまな要因があつて春休み、夏休みはできなかつたということは、勉強中にやるわけでしょうから、この辺、業者さんともよく話をさせていただいて、校長先生なんかも含めてその辺を子供たちにもよくお話をさせていただいて、勉強の妨げにならないような形でもって工事を進めるというような形をお願いをしたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 発注業者と学校長を含めまして、これからの学校行事等をつぶさに把握しまして、それらの学校の運営に妨げになるようなことがないように十分調整をしながら工事を進めてまいりたいと思います。

また、子供たちの安全のためにも十分業者と打ち合わせをしながら、危険のないよう措置をとってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中山五男） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） とにかくそれしかないんだとは思ひんですが、音楽だとかそういうのをやっているときにブレーカーでたたいていたんでは、一緒になつてハーモニーになればいいんですが、なかなかそういうふうにはならないのかなと思ひます。その辺、十分注意して、また子供たちの安全に配慮してお願ひをしたい。

以上でございます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） このたび七合小学校の体育館の改修、改築工事ということでございます。本日の下野新聞を見ますと、国土交通省は、公共工事入札での業者選定の透明性を高めるため、参加業者に対する入札前の技術審査などを縮小し、価格競争を重視する方向で調整に入ったと。このような記事が載っております。

これは、今まで入札をめぐつていろいろあつたわけですがけれども、あらかじめ参加企業を選ぶ指名競争入札が談合の温床になるとの指摘があつて、一般競争入札の切りかえが続いたわけですね。しかし、その過度な価格競争で品質劣化が起きることをかんがみ、総合評価方式というものを導入して、本市のほうでもそのようなことも検討には入つたのではないかなというふうに思ひます。

しかし、改めて、国土交通省は、そういうのが落札業者を選定する現行制度にこういうものを入れると、役所の裁量が大きく影響するため公平性を欠くというのが、国会質疑などでも指摘されていたということが載っております。

そこで改めて、自由競争というか、価格競争重視の方向にシフトしたというふうに思ひんで



すけれども、本市におきましては、最近、大きな給食センターや今回の体育館建築工事もそうですが、大きな箱ものの建築工事が続いておりますけれども、本体工事につきましてはほぼ95%以上の落札率が続いているわけなんですよね。そういう意味では、どうも価格競争重視というよりは、業者有利の落札価格になってはいないかなというふうに思うんです。

そういう意味で、その辺、自由競争をやはり強めるということが国を挙げて、今求められているわけですので、入札の見直しを国のほうでは裁量権を縮小して価格競争重視という方向に行くということでもあります。なおかつ、内容については落札した業者にその悪質な工事をやられては困りますので、綿密な内容についての打ち合わせとか内容のものを詰める。こういう方式に改めるというようなことが出ておりますが、本市においてはこの点についてはどのようにお考えになるのか。ご説明をお願いしたいと思います。

あわせて、さきの12月議会でしたか、そこで問題になったのが最低制限価格設定の算出根拠について、県の基準を準用するというような答弁だったんだけど、実際には県の制度が変わっているにもかかわらず、平成23年度の当初のやり方でやられたというふうに思いますが、それが問題になって物議をかもしたわけですから、平成23年度は、そうしますとその平成23年度当初の最低制限価格の設定算出根拠を履行したと。そして、平成24年度については改めて県の基準に従った。こういうことで我々考えていいのかどうか。その辺もう一度確認をしておきたいと思います。

次に、この付帯工事のほうなんですけれども、建築工事のほかに2,900万円余の電気設備工事と1,200万円の機械設備という内容があります。何か伝え聞くとところによりますと、この照明器につきましては、今、皆さんクールビズということで、原発問題も含めて節電ということを盛んに国を挙げて今奨励しているわけなんですけれども、何かそれにさからって、この七合小学校の体育館については、設計の段階ではLEDの照明と水銀灯の照明と2つあったというのに、どういう協議をしたのかわかりませんが、結局水銀灯のほうを採用されたということなんです。

県内でも鹿沼のほうでは、やはりこういう工事に関係して初め水銀灯で設計していたものを、庁内会議で検討した結果、市長の決断でLEDに設計を変更したというふうに聞いております。これでやったわけなんですけど、そうしましたらそれが新聞報道になりまして、宇都宮市や他の自治体でも平成24年度にこのような工事の計画があるところがLEDに切りかえた。そのあれを調査に来たと。こういうふうに聞いているわけなんです。

それで、どっちが安いかわかるかという問題ですけれども、水銀灯の照明器でありますと、LEDよりも1,200万円も工事費で高いんですよ。なおかつ10年間の電気料を合計しますと1,000万円も水銀灯のほうが高いんです。工事については水銀灯を切るときに上げ下

げしているようですよね。その昇降装置本体が必要でしょう。その昇降装置の板と配線とこういう余計な工事がかかりますが、LEDのほうは石ですから、地震が来れば別ですよ。一般的に切れるということはないんですね。したがって、そういうメンテナンスから考えてもLEDのほうが絶対いいんですよ。

それなのにどうして、工事費を高く見積もるためにわざわざ水銀灯とLEDと両方あるのに、水銀灯のほうを採用したと。こういうふうに考えざるを得ないんですけれども、それがきょうはクールビズだなんて格好をしていますけど、本当に斤を挙げて節電をするという考え方でやっているんですか。その辺の考え方、ちょっと説明をいただきたいなと思います。

以上3つです。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） まず、1点目の入札制度に関しましては、総務課のほうで指名選考委員会等を兼ねておりますので、私のほうからご説明申し上げます。

那須烏山市の入札制度、昨年、議会におきまして一部不透明な点があるのではないかとのご指摘、また監査請求等を踏まえまして、現在、随意契約以外につきましてはおおむね方針を決定しております。ただ、随意契約につきましては、若干もう少し調整部分が残っておりますので、全体的には5月いっぱいには那須烏山市の平成24年度に向けての入札制度のあり方を示せるのかなと考えております。

その中で、総合評価方式とか指名競争入札、一般競争入札の点をご質問ありました。総合評価方式につきましては県の指導等もありまして、年間でいきますと多分1、2本になるかと思うんですけれども、総合評価方式をとりまして入札を執行している経緯がございます。本年度につきましても、1、2本はこの総合評価方式を使って入札が行われるものと考えております。

あともう1点、指名選考がいいのか、条件つき競争入札いいのかという点でございますが、基本的には私は競争入札がやはり自由な価格競争の面から見れば、当然本来あるべき姿は一般競争入札がふさわしいのではないかと。ただ、地域とか工種によりまして、どうしても業者数が限られてしまうとかそういうものにつきましては、金額にかかわらず指名選考委員会におきまして指名方式でやる場合もございます。

もう1点、最低制限価格、昨年問題になった点でございます。本年度、3月28日に市内の建設工事請負業者等を対象に説明会を開きまして、その中で明確に平成24年度の計算方式を示しておりますので、最低制限価格の設定に関する昨年一部不手際がありましたが、今年はないものと考えております。

3番につきましては担当課よりお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 最後の照明の関係でございますが、設計の段階で業者との打ち合わせをしたところ、業者からは水銀灯の設置費、コストのほうが安価であるということから、その選択をしたということでございます。確かにLEDのほうが維持管理、ランニングコスト等は安いということもあったんですが、そういうことから水銀灯のほうを選んだということでございます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） まず、入札関係ですけれども、この体育館の工事は平成23年度の事業と考えていいんですかね。平成24年度の事業ですか。だから、私、言ったでしょう。平成23年度の最低制限価格の算出根拠でやったのか。平成24年度の算出根拠でやったのかを聞きたいわけです。それがまず1つ。

それと、国のほうで公共事業の透明性と価格の少しでも自由競争の中で公費の支出を防ぐという意味で、裁量権を縮小して自由競争にシフトするということになりますので、ぜひきょうの下野新聞を読んでいただいて、なるべくいいもので、そして安いもので、そして地元、これはなかなか矛盾することなんですけど、大いにその辺、進めていただきたいなど。

どうも昨今の本市の大型箱もの建設事業は、95%を超える非常に割高な落札率が多いように思いますので、その辺、シビアに、財政がないのは明らかでございますので、やはりその辺も業者のほうにもご理解いただいて、シビアに、相手はプロフェッショナルであろうと思えますから、厳しくその辺、市のほうとしても自由競争を進めるように対処をお願いしたいなと思います。

次にLEDの問題ですけれども、それは設置価格が安いということですよ。しかし、私のほうで持っている資料では設置価格も高いんですよ。なおかつ unnecessary な工事があるときき言ったでしょう。上げたり下げたりする装置が必要になるわけですよ。LEDの場合はつけたままですから、そういうものと、あとは切れたときの対応は要らないわけですよ。なおかつ、耐用年数も非常にLEDのほうが長いんですよ。なおかつ10年間のスパンで見ると電気料は1,000万円も安く済む。

こういうことでございますので、それはどこの時点で決まったんだかわかりませんが、本当に財政も厳しいし、国を挙げて節電をしているんですから、鹿沼市で水銀灯で計画していたものをLEDに切りかえたというのがニュースに流れたら、全県の自治体がじゃあ、うちのほうでもそれを検討してみようということで視察に来たと。こういうことなんですよ。

うちのほうだけは何かエアポケットのように、私が聞いた話では両方の計画があったのに、LEDのほうを当然採用されるんじゃないかなと期待していたら水銀灯になっちゃったと。こういうことなので、那須烏山市はどうなんだろうかと。こういうふうにあったものですから

質問したわけなんです、その辺、市長どうですか。節電、市を挙げてやるというようなことできょうはクールビズで頑張っておられるわけなんです、そういうのはどうでもいいということ、でどんどんむだ遣いは進めようということなのかどうか。その辺確認をもう一度したいと思います。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 七合小学校の照明についてのご指摘でございますが、言われることは十分今、心して拝聴させていただきました。その辺の経過等の報告については今後、ご意見ごもっともでございますので、先進自治体の事例などもよく調査研究をして、再調査、再検討を指示をしていきたいと思っておりますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 2点ほどご説明申し上げます。

まず、1点目の最低基準価格の設定、新基準でやったのか、平成23年度の基準でやったのかでございますが、入札執行日が4月26日でございます。先ほど言いましたように、業者に周知したのが改めて通知申し上げましたのが3月28日でございますので、今回の入札に関しましては新基準で執行しております。

2点目の価格の自由競争を促してはというご意見なんですけれども、ちょっと反論的な意味合いにとられても困るんですけれども、いわゆる価格を求める場合は当然自由競争になるかと思っております。ただ、それプラスやはり納税者、地元業者育成を考えると、ある程度はケース・バイ・ケースによっては指名参加、どこまでも県内とか広くとれば、価格競争は求められるでしょうけれども、地元業者育成という観点も表裏一体でございますので、それらにつきましてはケース・バイ・ケースで検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そうしますと確認なんですけれども、調査した上でLEDに設計変更もあり得るということで受けとめちゃっていいんですか。そういうことで受けとめてよろしいんですね。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今までの予算枠組みは水銀灯のほうでそのような予算組みをいたしておりますので、再調査の上ではその枠内でやれるかどうかはちょっと明確に申し上げられませんが、したがって、言われることは十分私も理解できますので、そういった意味で先進地の視察も含めて再調査をさせて、その上で再検討させる。このように考えていただきたいと思っております。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第8 発議第1号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について

○議長（中山五男） 日程第8 発議第1号 那須烏山市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

本案は農業委員会に関する法律第112条第2号の規定に基づき、2名の農業委員会委員を推薦するものであります。今回、那須烏山市農業委員会委員に次の2名の方々を推薦するものであります。

氏名 興野礼子 住所 那須烏山市興野1635番地 生年月日 昭和31年10月12日  
生まれ55歳。氏名 木下智恵子 住所 那須烏山市志鳥1920番地 生年月日昭和34年  
3月26日生まれ53歳。

なお、興野礼子氏は平成21年5月22日より農業委員として就任されておりますが、木下智恵子氏は今回新任となるものでございます。

お諮りいたします。那須烏山市農業委員会委員に以上の2名を推薦することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、以上の2名が那須烏山市農業委員に決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。事務局長から連絡がありますので少々お待ちください。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時27分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開をいたします。

---

◎追加日程第1 報告第2号 特別委員会委員長の報告について

○議長（中山五男） 追加日程第1 報告第2号 特別委員会委員長の報告についてを議題といたします。

委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による特別委員会の委員長の互選の結果を事務局長に報告させます。

〔事務局長 朗読〕

報告第2号

特別委員会委員長の報告について

特別委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

平成24年5月9日提出

那須烏山市議会議長 中山五男

○烏山線利用向上対策特別委員会

委員長	小森幸雄
-----	------

以上です。

○議長（中山五男） 特別委員会の委員長については、ただいまの報告のとおり互選されました。

---

◎追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（中山五男） 追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。  
事務局長に朗読させます。

[事務局長 朗読]

平成24年5月9日

那須烏山市議会議長 中山五男様

総務企画常任委員会委員長 平塚英教

閉会中の継続調査の申し出について

本委員会は、次の調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、那須烏山市議会会議規則第103条の規定により申し出ます。

事件

- 1 地域主権に関する事項
- 2 防災に関する事項
- 3 税の収納対策に関する事項
- 4 その他所管に関する事項

理由

閉会中の地域主権に関する事項等その他所管事務の調査研究

期間

総務企画常任委員会委員の任期の期間

以下、常任委員会等については同じ規則に基づいておりますので、委員長名、事件、理由、期間のみ朗読いたします。

文教福祉常任委員会委員長 板橋 邦夫

事件

- 1 こどもの教育に関する事項
- 2 福祉・医療に関する事項
- 3 その他所管に属する事項

理由

閉会中のこどもの教育に関する事項等その他所管事務の調査研究

期間

文教福祉常任委員会委員の任期の期間

経済建設常任委員会委員長 久保居 光一郎

事件

- 1 産業振興対策に関する事項
- 2 建設環境対策に関する事項
- 3 その他所管に属する事項

理由

閉会中の産業振興対策に関する事項等その他所管事務の調査研究

期間

経済建設常任委員会委員の任期の期間

議会運営委員会委員長 高田 悦男

事件

- 1 議会の運営に関する事項
- 2 議会の条例等に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項



理由

閉会中に議会運営に関する事項等の審査

期間

議会運営委員会委員の任期の期間

議会広報委員会委員委員長 渋井由放

事件

- 1 議会の活動状況の広報に関する事項
- 2 議長の諮問に関する事項

理由

閉会中の議会活動状況の広報活動及び広報活動に関する調査研究

期間

議会広報委員会委員の任期の期間

以上です。

○議長（中山五男） 各種常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報委員会委員長からの会議規則第103条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中の継続調査の申し出が提出されました。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

これをもちまして、この臨時会に付議されたました案件はすべて終了いたしました。

---

○議長（中山五男） 議長の不手際もありまして、議事進行が少々おくれでしたが、以上で、平成24年第3回那須烏山市議会5月臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〔午後 0時32分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成24年7月13日

議 長 中 山 五 男

署 名 議 員 平 塚 英 教

署 名 議 員 田 島 信 二